

軽自動車税の減免対象範囲

障害の種類		障害の程度		
		身体障がい者本人が運転	生計を一にする方が運転	
「身体障害者手帳」	視覚障害	1級から3級及び4級の1	1級から3級及び4級の1	
	聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害(喉頭摘出のみ)	3級	3級	
	上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	
	下肢不自由	1級から6級	1級から3級	
			<small>※4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する者</small>	
	体幹不自由	1級から3級及び5級	1級から3級	
	心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	腎臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	小腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級	
	肝臓の機能障害	1級から3級	1級から3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級	1級から3級
			<small>※4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は障害者手帳の等級が1級又は2級</small>	
[療育手帳] 知的障がい者		A1及びA2		
[精神障害者保健福祉手帳] 精神障害者		1級		